



広瀬川 川守り通信

2024年10月号

特定非営利活動法人広瀬川の清流を守る会

〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目7-37-5

Tel 022-247-6522 fax 022-290-3205

www.hirosegawa.com

info@hirosegawa.com

今年のアユ成長（9/30）は90%が15cm以下。アユが捕食する石ゴケ減少によってアユが育ちませんでした。広瀬川の維持流量（法的基準）以下となり、今年も渇水現象が続きました。雨量の減少もありましたが愛宕堰の農業取水（毎秒7t）により渇水。重ねて水温上昇によって石ゴケが腐敗（右写真）。アユはじめ水生生物にダメージを与えました。この現象は本会設立前から発生。本会は河川環境改善を目的に国交省、県、市の河川行政に関する活動を40年。しかし改善が為されていません。仙台市が50年前に制定の「広瀬川の清流を守る条例」に明記されたアユを指標とし、清流を守るために市長・事業者・市民の責務による環境保全が果たされていません。政令都市仙台のプライドは何処に？（日下記）



広瀬川八本松（仙台市立病院/左上）

<報告>

9/16 清掃活動実施 広瀬川（郡山堰～広瀬橋） 参加者名28名

<予定>

10/12（土）10:00～12:00 河川清掃（郡山堰～広瀬橋周囲）市民参加可

駐車可（河川敷）長靴、長袖持参で参加。降雨の場合（HP掲載）

<仙台市広瀬川の清流を守る条例・制定50年を語る>

広瀬川フォーラム・2025年1月19日午後・仙台市サポセン開催（予定）

- 1 企画募集 ⇒ ESDとSDGs（学びと持続可能な環境保全維持）
- 2 参加団体 ⇒ 地清掃活動等の域貢献・広瀬川の魅力・コミュニティ形成
- 3 協働の進め方 ⇒ 学ぶ・考える・協働する
- 4 50周年記念 ⇒ 振り返り・意見・要望・研修 ⇒ 協働に関する活動の実施
広瀬川の自然・歴史・文化を次代に繋ぐ活動を行います。

本会の活動（「広瀬川の清流を守る条例」に沿う活動・特活法人設立2001年4月）

1974年仙台市制定「広瀬川の清流を守る条例」第1条に基づく市民協働の趣旨とする。

広瀬川の自然・歴史・文化を育み、市長・事業者・市民の責務（協働）によって国県市で連携し、治水・利水・環境のバランスのとれた「水循環」を保持・仙台の象徴・広瀬川の清流「アユ」が泳ぐ川づくりの具現化を目指します。

皆様方のご意見をお待ちしております。（メール・電話/担当・日下均）

個人・法人会員募集（個人年会費5000円・法人年会費10,000円）